

# 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の概要

熊本県土木部建築住宅局

## 1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とします。

## 2. 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とします。

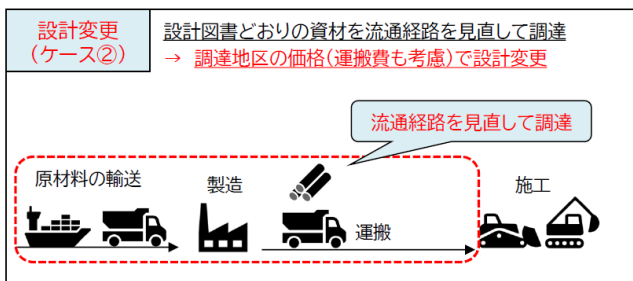
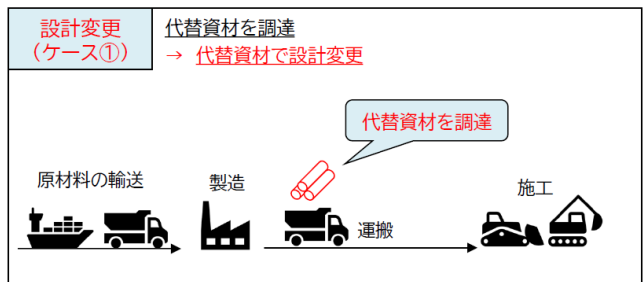
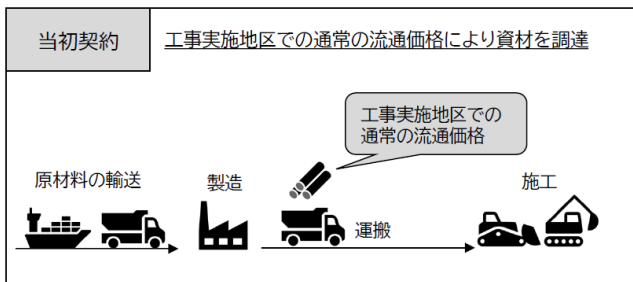
営繕工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定されます。一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本としますが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、協議に応じます。

## 3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費です。

なお、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としません。資材費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとします。

- （１） 調達検討資材の代替資材を調達した場合（ケース①）
- （２） 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（ケース③）（受注者が流通経路を見直して調達した場合（ケース②）も含む）



#### 4. 手続き

- (1) 本運用の対象工事である旨を、公告時に現場説明書に明示します。
- (2) 既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定します。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」（ナフサを由来とする建設資材費、及びこれに連動する専門工事業者等の諸経費が明記されたものに限る。）を監督職員に提出し、事前に協議してください。

監督職員は協議書が提出されたら、変更概算額（経費・税込み）を算定し、予算の範囲内であることを確認したうえで、受注者に承諾の回答をします。

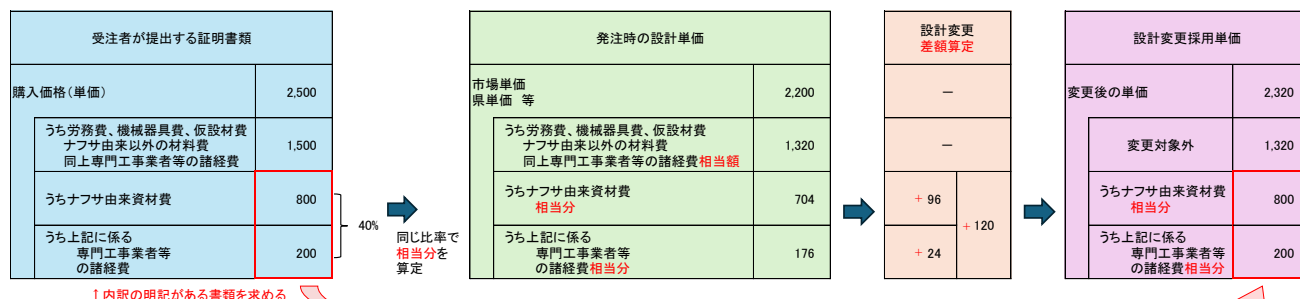
なお、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メール等により協議することも可能としますが、事後、遅滞なく書面により協議するものとします。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、調達数量、調達単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）（ナフサを由来とする建設資材費、及びこれに連動する専門工事業者等の諸経費が明記されたものに限る。）の資料を監督職員に提出してください。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出してください。
- (6) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とします。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としません。
- (7) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第25条（スライド条項）の対象外とします。
- (8) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行います。
- (9) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとします。

#### 5. 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量
  - ・参考内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、受注者から提出された証明書類の調達時期を参考とし、設計変更を行う対象数量とします。
- (2) 設計変更に用いる材料単価
  - ・受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用します。
  - ・実際の調達価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認します。
- (3) 別途調達経費の算出法

- ・(2) で算出した材料単価のうちナフサを由来とする建設資材費、及びこれに連動する専門工事業者等の諸経費の比率を元に、発注時の設計単価のうちナフサを由来とする建設資材費、及びこれに連動する専門工事業者等の諸経費相当分を求め、その差額に(1)の対象数量を乗じて求めます。

### 積算方法のイメージ



## 6. 既契約工事への適用

既契約工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用します。